

分区徴収方法 イメージ

通知書のお届け 《従来どおり》

【改良区事務局】 → 【徴収役員】

改良区より徴収役員宅へ
通知書を配布



通知書の配布 《従来どおり》

【徴収役員】 → 【組合員】

徴収役員が組合員へ
通知書を配布



★変更ポイント

分区内で口座振替を申し込まれた組合員には通知書の配布迄を役員さんをお願い致します。納期限に改良区が自動引落ししますので集金の必要がなくなります。

パターン①
《従来どおり》



【徴収役員】

↓↑

【組合員】

徴収役員が組合員より徴収



《従来どおり》

【徴収役員】
徴収役員が

J A か改良区窓口へ納付



パターン②
《従来どおり》



【組合員】

組合員各々が直接
J A 又は改良区へ納付



新規創設
《自動引落し》

組合員がご自身の口座へ賦課金を準備



【金融機関】

皆様が普段使われている

組合員さんの指定金融機関の口座より自動引落し
口座振替日（納付書に記載されている納期限日）

通帳が利用出来ます。

※ごくまれに一部対象外の金融機関があります。

